

JPA

Japan Prefabricated Construction Suppliers
& Manufacturers Association

Jul 2012

vol.41-
244

CONTENTS

- 02 グラビア
自動車各社がスマートハウスの取り組みを加速

EV、PHVの普及で 住まいが変わる

- 04 2012年度に向けて
インタビュー

和田 勇 氏
プレハブ建築協会会長

第50回通常総会を開催
平成24年度事業計画
5月理事会を開催
主な活動

PC建築部会
住宅部会
規格建築部会
教育委員会
瑕疵担保保険推進委員会

- 14 インタビュー
超高齢社会に
“まぜる”まちづくりを
大月 敏雄 氏
東京大学大学院工学系研究科 准教授

- 17 Topics
PC部材品質認定制度の
不定期審査にて7工場をN認定追加
- 18 平成23年労働災害発生状況報告



社団
法人 プレハブ建築協会

住まいが変わる のかたち

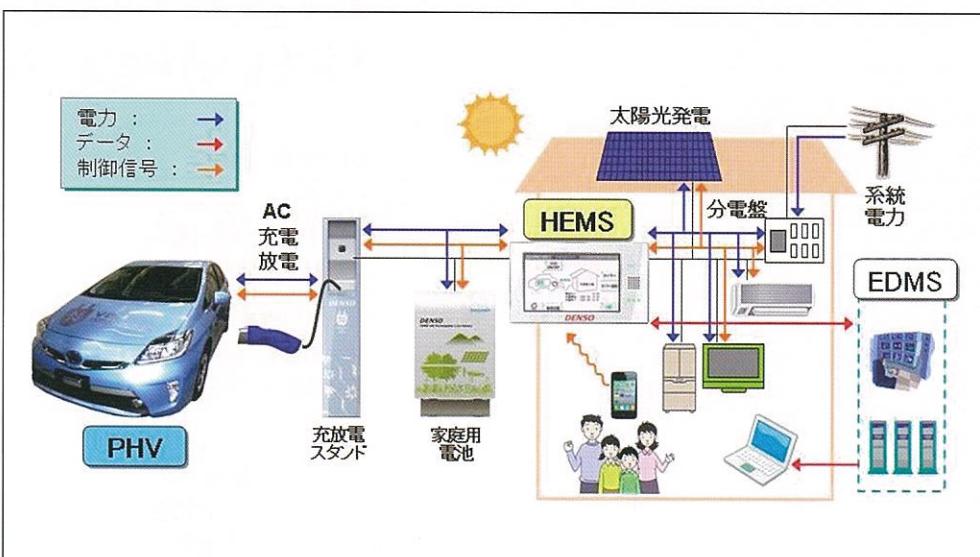
スマートシティ、スマートハウスの取り組みが、住宅産業はもとより各方面で積極的に進められている。そのなかで注目されるのが自動車メーカーの動きだ。

今後、家電機器や省エネ・創エネ機器などに加え、新たにEVやPHVが入ってくることは間違いない。各社の取り組みは、それらも含めてエネルギー・マネジメントの姿を描く。

また、EV・PHVは単なる移動手段という枠にとどまらず、非常時にも使える新たなエネルギー源としても期待されている。

住まいとまち、そしてそれをつなぐ自動車が一体となるスマートシティ・スマートハウスは、生活の姿を大きく変えそうだ。

67棟の実証住宅の建設 住まいからまちまでのマネジメント



住宅1棟のコントロールから、EDMSによる生活圏全体の最適なエネルギー・マネジメントまでを行う。

トヨタ自動車は低炭素社会に向けたシステム構築を目指し、愛知県豊田市で「低炭素社会システム実証プロジェクト」を推進、豊田市ほか30社を超える企業が参加する。

同プロジェクトは、生活者目線からアプローチしていることが特徴。PHV・EVが生活に入ってきた時のエネルギー・マネジメントを通じて、クオリティ・オブ・ライフを落とすことのない低炭素社会の実現を目指す。

67棟の実証住宅を建設。家庭内のエネルギーについて創・省・蓄エネ機器をHEMSを使い最適化（家庭部門）、交通需給制御の最適化などの交通部門、商用施設向け蓄電・蓄熱EMSの導入などの業務部門も含め、生活圏全体のエネルギー・マネジメントをEDMS（エネルギー・データ・マネジメント・システム）を介して行う。

自動車各社が
スマートハウスの
取り組みを加速

EV、PHVの普及で 低炭素時代に向けた新たな生活

スマートホームシステムの実証実験 CO₂排出50%削減を目指す

本田技研工業は「Hondaスマートホームシステム

(HSHS)」を導入した実証実験ハウス2棟をさいたま市に建設。さいたま市や埼玉大学、芝浦工業大学などと、家庭内のエネルギー創出からマネジメント技術の検証を進めている。EVなど電動化モビリティーなどと連動させた実証実験により、家庭からのCO₂排出50%削減を目指す。

HSHSは、CIGS薄膜太陽電池パネル、ホームバッテリーユニット、ガスエンジンコーチェネレーションユニット・給湯ユニット、Smart e Mix Managerで構成される。Smart e Mix Managerがエネルギー機器の動作状況を把握し、個々の家庭に最適なエネルギー創出ができるよう各機器の制御を行う。

EVやPHVも含めたトータルなCO₂削減効果や最適な充電方法、また、ピークルトゥホームやインターナビとの連携による情報サービスの検証も行う。



“家産家消”をキーワードに、CO₂排出削減を図るとともに、クオリティ・オブ・ライフを高めることが実証実験の狙い。

EVをエネルギー源として提案 家庭の1日分の電力を貯える



「MiEV power BOX」は最大出力1500W。一般家庭の約1日分の電力を取り出すことができる。

三菱自動車は、昨年末の東京モーターショーで「MiEV House」を出展、EVと住宅を接続し、一つのエネルギー源として使用する提案を行った。

モーターショーで試作品として出品した「MiEV power BOX」は、EVの「MiEVシリーズ」につなぐことで、最大出力1500Wの電気を約5~6時間使用することができる（今年4月に発売）。それまではACパワー・サプライで100Wまでしか取り出せなかったが、1500Wとすることでのほとんどの家電品を使うことが可能になった。

また、東京モーターショーではワイヤレス給電の展示も行った。同社では米国WiTricity、IHIとの3社でワイヤレス給電に関する研究開発に合意、その開発を進めている。どこでも自由に充・給電できる環境の整備を目指す。

2012年度に向けて

和田勇 社団法人プレハブ建築協会会長

社会資産をつくる我々には 社会的責任が求められる

—(社) プレハブ建築協会が設立50周年を迎えます。まず、この50年の間に何が変わったとお考えですか。

和田 私が会社に入った頃からみると品質や性能、生活提案など、隔世の感があります。

さらに昨年の東日本大震災が大きなターニングポイントになりました。

プレハブ住宅は耐震性が高く、地震にとても強い。津波については致し方ない面もありますが、それ以外で大きな被害はありませんでした。地震だけではなく、広く防災という視点から、十分に対応できる住宅となっています。

しかし、大震災で生活者の意識が大きく変わりました。とくに福島原子力発電所の事

故によりエネルギーを自分たちで創らなければ、という発想が国民全体に広がっています。50年前に、自分で電気を創らなければならぬと考える人はいなかつたでしょう。

こうした変化も踏まえ、今後、技術開発力を持つプレハブ住宅はさらに進化を続けていくことになると思います。

—震災では、プレハブ建築協会は応急仮設住宅の建設で大きな役割を果たしました。和田 全体で5万3000戸を超える応急仮設住宅が建設されました。が、プレハブ建築協会では規格建築部会が2万8714戸、住宅部会が1万4546戸と、計4万326戸を建設しました。

—プレハブ住宅の社会的な位置付けも大きく変わってきた

災害が発生して間をおかず

に、しかも大量に緊急避難的な住宅を提供できるのはプレハブ建築という技術があつたからです。プレハブ建築でなければ、4万戸を超える建設はとても難しいことだったと思います。

東日本大震災だけではなく、ここ10年の間でも、新潟県中越地震、能登半島地震、新潟県中越沖地震などの大地震や、台風や集中豪雨による被害などが連続して起こっています。このような災害に対しても応急仮設住宅の建築など、社会的な役割を果たしてきたと思つています。

—震災では、プレハブ建築協会は応急仮設住宅の建設で大きな役割を果たしました。和田 全体で5万3000戸を超える応急仮設住宅が建設されました。が、プレハブ建築協会では規格建築部会が2万8714戸、住宅部会が1万4546戸と、計4万326戸を建設しました。

と思います。

和田 今、スマートグリッドやスマートシティなどが大きな流れになっていますが、その中心はあくまで住宅です。

和田 確かに戸数からみればやシェアは増えています。



社団法人
和田 勇会長

そうした意味からは、経済的な波及効果をどんどん広げてきたということもできます。スマートハウス、スマートシティという最近の動きもそうですが、新たな流れに対しつけてきました。太陽光発電にしても、蓄電池にしてもしかりです。

プレハブ住宅各社は、『住』に対する先導役を果たしてきたのです。

—新たな50年をスタートするうえで、重要な要素となるべきですか。

和田 やはり、『環境』です。『環境』をもう一度見直し、協会会員全社がそうした住宅を世の中に出していく、そういう時代だと思います。

プレハブ建築協会では、このほど「エコアクション2020」をまとめ、発表しました。これまで自主環境行動計画「エコアクション21」に基

づきさまざまな環境行動を開してきましたが、低炭素社会、循環型社会の構築が強く求められるなか、今後、さらに積極的な取り組みを推進していくかなくてはなりません。

具体的に2020年度の目標として、新築戸建住宅の居住段階におけるCO₂排出量を2010年度比戸当たりで50%削減、新築低層集合住宅のCO₂排出量を同20%削減――といった目標を掲げました。

住宅は社会資産です。その社会資産をつくっている我々には社会的責任が求められます。高邁な思想を持つて事業に取り組む必要があると考えています。

—ストック時代への対応についていかがですか。

和田 これからは特にリフォームに目を向けていく時代だと思います。

20年前に建てた住宅を、今のニーズに応えられるものへ

と変えていくことが必要です。家族構成や生活習慣が変わらなか、新たな住まいへと生まれ変わらることです。居住者が住み続ける場合だけでも既存住宅の流通時にも重要になります。

和田 私は、プレハブ住宅のリフォーム事業が活発になり、しっかりとリフォームされた住宅が流通する――そうした世の中になつてほしいですね。既存住宅の流通については、流通上の問題、税の問題があります。

日本で既存住宅が流通していないのは、20年も経つと住宅の価値がゼロになってしまふような評価基準となつているからです。

また、売買時に業者が介すると消費税がかかります。既存住宅の売買に関するものだけではなく、住宅に関する税体系は60年前の本則に継ぎ足しを続けてきたものであり、抜本的な改革が必要です。住宅には税がかかり過ぎで、良

い世の中としていくためにも、税体系をもっと簡素化すべきでしょう。

冒頭にも申し上げましたが、プレハブ建築協会は、常に住宅産業の先導役を果たしてきました。住に対するフロンティア産業がプレハブ住宅産業だといえます。

プレハブ建築協会は高品質な住宅を供給する企業の集まりだと思います。今後も一丸となって、わが国の住宅の質向上に取り組んでいきたいと考えています。

プレハブ住宅は常に 『住』に対する先導役を果たしてきた

—ストック時代への対応についていかがですか。

和田 これからは特にリフォームに目を向けていく時代だと思います。

20年前に建てた住宅を、今のニーズに応えられるものへ

と変えていくことが必要です。家族構成や生活習慣が変わらなか、新たな住まいへと生まれ変わらることです。居住者が住み続ける場合だけでも既存住宅の流通時にも重要になります。

日本で既存住宅が流通していないのは、20年も経つと住宅の価値がゼロになってしまふような評価基準となつているからです。

また、売買時に業者が介すると消費税がかかります。既存住宅の売買に関するものだけではなく、住宅に関する税体系は60年前の本則に継ぎ足しを続けてきたものであり、抜本的な改革が必要です。住宅には税がかかり過ぎで、良

い世の中としていくためにも、税体系をもっと簡素化すべきでしょう。

冒頭にも申し上げましたが、プレハブ建築協会は、常に住宅産業の先導役を果たしてきました。住に対するフロンティア産業がプレハブ住宅産業だといえます。

プレハブ建築協会は高品質な住宅を供給する企業の集まりだと思います。今後も一丸となって、わが国の住宅の質向上に取り組んでいきたいと考えています。

2012年度に向けて

措置について財源も含め総合的に検討する」と明記された事項の確実な実現を求める。

- (2) 低炭素・循環型社会への転換が強く求められるとともに、国の成長戦略においても、建築・住宅環境の省エネルギー化が重要な柱として位置付けられているところである。このため、環境配慮型の住宅等の普及を図るための施策の推進について、政府に対し積極的な要請を行う。
- (3) 独立行政法人住宅金融支援機構に対しては、証券化支援業務等を通じて良質な住宅の供給に不可欠な長期・固定・低利の融資が大量かつ安定的に供給されることが可能となるよう制度の拡充を要望する。
- (4) 建築基準法の建築確認制度及び同法に基づく型式認定、製造者認証等の制度について、一層の効率化・合理化が図られるよう関係機関に要望する。
- (5) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）に基づく住宅性能表示制度について、一層の効率化・合理化が図られるよう関係機関に要望する。
- 2 東日本大震災への対応
- 応急仮設住宅の居住環境等を整備するための工事を早期に完成するとともに、被災地域の復興に向けた取り組みを積極的に推進する。

3 新公益法人制度への対応
一般社団法人へ移行するため、所要の手続きを進める。

II PC建築部会の活動計画

PC建築の需要の拡大、工業化技術の開発、PC部材の品質向上及び工業化建築物の生産・施工の合理化を図るため、次の事業を行う。

1 PC関連事業の推進

(1) PC部材品質認定事業について、定期認定審査の実施、国外認定制度の適応に関する検討及び認定取得工場に係る部材品質の向上に向けた活動の強化を行う。

(2) PC工法施工管理技術者資格認定事業及びPC構造審査事業について引き続き実施し、新たにPC部材製造管理技術者資格認定事業を開始する。

(3) 5つの分科会を2委員会に再編し、効率的な活動を進める。

2 東日本大震災への対応

東日本大震災に対する復興支援について積極的に参加するため、部会

内に復興推進特別委員会を設置し、部会としての有効な提案を行う。

3 技術の研鑽

(1) プレストレスト建築の魅力、PC工法による耐震改修の提案等の成果について、技術の共有化を図るとともに、工業化建築物の需要開発に向けた展開を図る。

(2) ストック住宅のリニューアル技術等

について、今後工業化技術として活用できるよう技術資料の整理を行う。
要の手続きを進める。

4 技術支援

(1) 日本建築学会をはじめ関係事業主体が主催する委員会等に積極的に参加し、PC構造に関する指針・基準の作成、建築基準法等の改正に関連した提案支援を行う。

2 良質なストック形成

(1) 長期優良住宅の普及推進
案等について、関連協会等との連携を強化し、技術的向上を図る。

(3) 中国における工業化工法の普及に向けた技術支援に協力する。

3 広報活動

(1) 部会活動をより明確にするため、ホームページ及び部会誌「ENGINEERING INFORMATION ON」の内容を見直す。

(2) 工業化工法の普及に向けた広報のあり方に関し、関係方面からの意見を集約し展開する。

III 住宅部会の活動計画

2015年の住宅部会のあるべき姿を目指して掲げた「2011年版住生活向上推進プラン」の推進、新たな環境行動計画「エコアクション2020」の取組みの開始、「住宅

り組むこととする。
1 法・基準への的確な対応
2 工業化住宅に関する認定等の技術的対応
3 建築基準法等改正への技術的対応
4 良好な地域環境・まちなみ作り
5 既存住宅の質的向上や流通活性化促進への取組み
6 暖暖化・VOC対策の推進
7 省エネリフォームに関する情報の整備
8 VOC排出抑制に係る自主行動計画の継続・推進
9 産業構造審議会への工業化住宅分野における地球温暖化防止対策自主行動計画の継続・推進
10 SRの追求等
11 業務管理規準を通じたレベルアップ（新築及びリフォーム）
12 顧客満足度の更なる向上
13 会員への適切な情報提供を通じたレベルアップと住教育活動への取組み検討
14 ホームページの活用促進
15 一般向け啓発活動の機会拡大
16 住宅展示場事業の推進
17 桜上水駅前住宅展示場の的確な運営

常とPRの充実を図る。

7 2011年版住生活向上推進プランの推進

住宅ストック分科会の立ち上げによる住宅ストックの品質向上と流通の促進を図る。

8 工業化住宅の品質管理及び消費者対応

(1)品質向上及びコンプライアンス面等での仕組み整備の検討と必要に応じた供給業務管理規準の見直し
(2)震災時のお客様対応について、各社の事例をもとに参考となるべき事項整理と情報共有化推進

9 東日本大震災の応急仮設住宅に関するアフター対応

応急住宅建設本部撤収後の対応窓口を明確にし、追加工事その他の対応を円滑に行う。

IV 規格建築部会の活動計画

規格建築物の建設に係る事業の円滑化、品質の向上及び需要の拡大を図るために、次の事業を行う。

1 東日本大震災関連

(1)応急仮設住宅の維持管理
(2)東日本大震災応急仮設住宅建設の総括及び記録集の発行
(3)東日本大震災の教訓を踏まえた応急仮設住宅標準仕様等の見直し及び同

2 規格広報に関する事業 建設・管理マニュアルの改定

(1)応急仮設住宅に係る資材、器材の調査

査	託業務の推進
(2)規格建築（軽量鉄骨）市場調査及び需要検討	① 琉球担保保険推進委員会において、住宅瑕疵担保責任の履行に係る諸問題の審議及び保険制度の活用を円滑に進めるための業務を推進する。
(3)ホームページによる広報活動	② 会員に対する訪問活動や新商品の説明会の開催による周知活動の推進
(4)長期継続契約についての検討	③ 東京都住宅供給公社からの委託によるHPC造等既存住宅の耐震診断業務及び耐震改修設計業務の推進
(5)応急仮設住宅建設図上訓練	④ 既存P.C造建築物の耐震診断に関する相談業務、技術支援業務の推進
3 災害対策に関する事業	⑤ 団体保険制度に関する事業計画の策定と実施体制の整備、収支予算の立案、保険に係る情報提供及び団体検査員講習会の実施計画の策定等を行う。
(1)地方自治体が主催する防災訓練及び図上訓練への参加	⑥ 特定プレハブ住宅品質委員会において、瑕疵担保責任の履行に係る品質問題の審議、団体保険制度活用のための技術基準や検査に関する事項の審議、参加登録会社への設計施工基準の普及及び特定団体検査員に対する監査等を実施する。
(2)応急仮設住宅建設協定締結自治体との訪問意見交換	⑦ 教育委員会
(3)平成24年度応急仮設住宅建設関連資料集の発行	⑧ プレハブ住宅コーディネーター資格認定事業の推進
(4)応急仮設住宅の維持管理（台風12号災害）	⑨ プレハブ住宅コーディネーター資格認定及び資格更新のための講習会及び認定審査の実施
4 ユニットハウスに関する事業	⑩ 新たなWeb管理システムの運用とホームページの活用
(1)2階建て応急仮設住宅の検討	⑪ 資格認定制度の見直し
(2)地方自治体が主催する防災訓練及び図上訓練への参加	⑫ 団体検査員の育成
(3)効率的な防災訓練参加の検討	⑬ 特定団体検査員の新規登録講習会の開催
(4)ユニットハウス市場調査	⑭ 特定団体検査員の登録更新講習会の開催
5 技術開発に関する事業	⑮ 産業廃棄物、化学物質
(1)環境行動計画の推進（エネルギー、産業廃棄物、化学物質）	⑯ 規格建築（軽量鉄骨）における建築基準法上の確認申請に係る課題検討の新規提携により利用会員の拡大を図る。
(2)規格建築（軽量鉄骨）における建築基準法上の確認申請に係る課題検討の新規提携により利用会員の拡大を図る。	⑰ 「リユース鉄骨部材の運用管理指針」に基づく講習会の実施
(3)瑕疵担保保険業務の拡大	⑱ 会誌JPA及びホームページに長期間的な視点に立った見直しの実施
(1)提携保険法人との連携及び（株）日本住宅保証検査機構（J.I.O）との新規提携により利用会員の拡大を図る。	⑲ 広報に関する調査・研究の推進
(2)住宅リフォーム瑕疵担保責任保険の団体保険利用の拡大及び自主検査制度の導入に向けた取組みを進める。	⑳ Eメールを活用した情報提供の推進
(3)東日本大震災に係る報道対応	㉑ プレハブ住宅販売実績調査の実施
(4)協会創立50周年及び一般社団法人への移行に関する情報発信	㉒ 広報に関する調査・研究の推進

- ① ホームページによる「TOPICS」や「JPA保険マガジン」の情報提供
② 会員に対する訪問活動や新商品の説明会の開催による周知活動の推進
③ 東京都住宅供給公社からの委託によるHPC造等既存住宅の耐震診断業務及び耐震改修設計業務の推進

- ④ 既存P.C造建築物の耐震診断に関する相談業務、技術支援業務の推進
⑤ 团体保険制度に関する事業計画の策定と実施体制の整備、収支予算の立案、保険に係る情報提供及び団体検査員講習会の実施計画の策定等を行う。

- ① ホームページによる「TOPICS」や「JPA保険マガジン」の情報提供
② 会員に対する訪問活動や新商品の説明会の開催による周知活動の推進
③ 東京都住宅供給公社からの委託によるHPC造等既存住宅の耐震診断業務及び耐震改修設計業務の推進

- ④ 既存P.C造建築物の耐震診断に関する相談業務、技術支援業務の推進
⑤ 团体保険制度に関する事業計画の策定と実施体制の整備、収支予算の立案、保険に係る情報提供及び団体検査員講習会の実施計画の策定等を行う。

2012年度に向けて

- 5 P.C工法溶接資格認定委員会
 (1) P.C工法溶接管理技術者資格認定事業（資格更新）の推進

- (2) (社)日本溶接協会の協力によるP.C工法溶接技能者資格認定事業の推進

VI その他業務

- (1) 平成25年1月に協会創立50周年を迎えるに当たり、記念事業として次の事業を実施する。

- ① 50周年誌の編纂、記念式典及び功劳者表彰等を行う。
 ② 協会の基本行動理念である「行動憲章」の見直しを行う。

- (2) 北海道、中部、関西及び九州の四支部においては、工業化工法及び工業化住宅の特性や優位性を各方面にアピールし、その普及、発展に努める。
 (3) 「住生活月間」事業等に協力し、プレハブ住宅の普及に努めるとともに、関係団体との連携を密にし、これら団体の実施する諸事業に適切に協力する。

5月理事会を開催

5月18日、12時より、如水会館（東京都千代田区）において理事会を開催し、左記事項を審議・決定した。

記

〔審議事項〕 平成23年度事業報告案及び決算報告案に関する件

原案のとおり、通常総会に提出することを決定した。

〔第1号議案〕 平成24年度事業計画案及び収支予算案に関する件

原案のとおり、通常総会に提出することを決定した。

〔第2号議案〕 平成24年度事業計画案及び収支予算案に関する件

原案のとおり、通常総会に提出することを決定した。

〔第3号議案〕 平成25年度4月・5月暫定事業計画案及び暫定収支予算案に関する件

原案のとおり、通常総会に提出することを決定した。

〔第4号議案〕 50周年記念事業に関する件

資料に基づき説明、審議の結果、満場異議なく原案のとおり承認した。

〔第5号議案〕 任期満了に伴う役員改選に関する件

通常総会において現役員の改選が行われることに伴い、定款細則第9条による件

通常総会の付議事項について諮り、原案のとおり承認した。

〔報告事項〕

より、常務理事会（4月20日）が推薦する候補者案の提出を承認した。

〔第6号議案〕 定款の一部改正に関する件

新しい公益法人制度に対応するため必要な定款の一部改正について審議した結果、原案のとおり、通常総会に提出することを承認した。

〔第7号議案〕 P.C部材製造管理技術者資格認定制度に関する件

P.C部材製造管理技術者資格認定事業を実施するため、P.C部材製造管理技術者資格認定企画委員会の設置等について審議した結果、原案のとおり承認した

〔第8号議案〕 会員入会承認に関する件

有限公司正勝電設及び株式会社モリタ防災テックの2社から賛助会員への入会の申込みがあったので、定款第6条の規定により会員入会の承認を諮り、承認した

〔第9号議案〕 長期借入金の再延長に関する件

返済期限が到来する事務所移転借入金について、その再延長について諮り、

延長をお願いすることで承認した。

〔第10号議案〕 通常総会付議事項に関する件

通常総会において現役員の改選が行われることに伴い、定款細則第9条による件

通常総会において現役員の改選が行われることに伴い、定款細則第9条による件

主な活動 PC建築部会

PC建築部会では、PC部材を使用して工業化を高めた建築物、すなわちPC建築の普及促進に向けて各種活動を実施しているが、以下にかいづまんで紹介する。

【事業】

事業として、PC部材品質認定、PC構造審査、PC工法施工管理技術者資格認定の3事業について継続実施している。

PC部材品質認定事業について、昨年度は、N認定6社7工場、H認定3社4工場を認定し、国外認定工場に対するサービスペイランスを実施した。本年度は、新規工場の認定審査を実施するとともに、全認定工場に対するサービスペイランスも実施する。

PC構造審査事業について、昨年度は審査案件1件という現実を踏まえ、活動の方向を日本建築学会、一級建築士事務所、性能分科会への支援活動に向けた。本年度もPC建築の設計的確性について引き続き審査を実施する。PC工法施工管理技術者資格認定事業は、昨年度第2回目の更新講習会を実施するとともに、新規申請者の講習・試験を実施した。本年度も更新講習お

よび新規申請者の講習・試験を引き続き実施する。

また、本年度より「PC部材製造管理技術者資格認定制度」を発足させ、PC部材の製造管理の適正化に資するとともに技術者の資質の向上と社会的地位の確立を図る等、事業拡大に努めている。

【技術の研鑽】

技術の研鑽として、昨年度はPC工法による耐震改修の提案について、他の業界団体と連携して展開した。また、鉄筋の継手、定着金物等の最新要素技術ほかに關して資料を取りまとめた。

【技術支援】

技術支援として、昨年度は引き続き

日本建築学会、UR都市機構、首都大学東京などが取り組む工業化のテーマに関し、積極的に参加し支援活動を実施した。特にJASS10改定に伴う支援については、幹事会の中に設けている専門の特別委員会で対応を展開している。本年度も引き続き継続する。

また、中国での急激な住宅需要を背景に、昨年度も中国建築設計研究院と中国建築標準設計研究院のグループが

来日した。これに対し、PC工場見学会および討論会を開催して支援を行った。

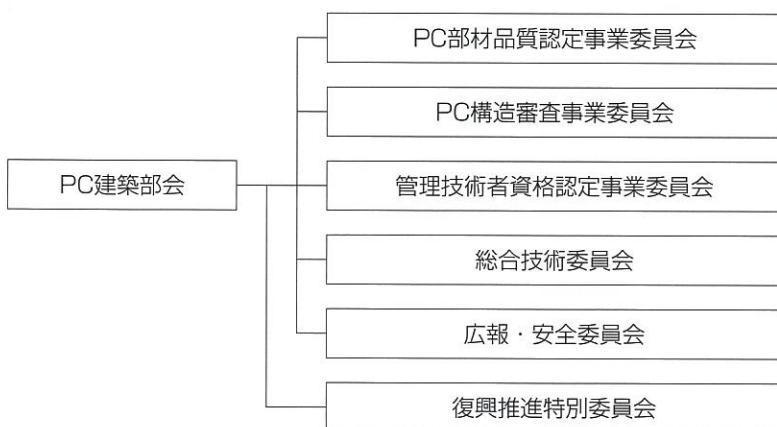
また、一級建築士事務所(社)プレハブ建築協会で対応する耐震診断調査業務等については、従来より全面的に支援している。

【広報】

広報活動として、昨年度は部会誌「ENGINEERING INFORMATION」を発刊するとともに、協会誌JPAの編集に参画した。

【組織改編】

PC建築部会では、東日本大震災に対する復興支援について積極的に参加するため、復興推進特別委員会を設置するとともに、効率的な活動を推進するため、次の図のように組織を改編した。



主な活動

住宅部会

2012年度に向けて

平成23年度は、東日本大震災という未曾有の大災害に対応して、住宅部会では、応急住宅建設本部を設け、住連傘下の(社)日本ツーバイフォー建築協会、(社)日本木造住宅産業協会、(社)全国中小建築工事業団体連合会、輸入住宅産業協議会加盟の住宅メーカーも加えて応急住宅の供給に取組み、254戸地14・546戸の建設を行った。その後も「寒さ対策」を中心に居住環境改善工事への取り組みを行なった。

また、プラン推進委員会にて当部会の中長期的活動指針である「住生活向上推進プラン」の総括・見直しに基づき、「2011年版住生活向上推進プラン」を策定した。同プランにて重点目標として定められた環境・住ストック分野での取組み強化を目指し、新たな環境行動計画「エコアクション2020」の策定や住宅ストック分科会の設立を行うこととした。

また、同年8月には東京国際フォーラムにて夏季セミナーを開催し、応急住宅建設の取り組み状況を報告すると共に、国土交通省、学識経験者を講師に招き震災からの復旧・復興に向ける情報を共有を実施した。

[CSに関する活動]

[環境に関する活動]

[環境に関する活動]

供給管理規準に基づく活動として「先進レベル」達成度の向上に努めた。また東日本大震災の被災状況を踏まえ、新築住宅の保証規準の見直しを実施した。

【技術に関する活動】

建築基準法等関連では、屋上設置太陽光発電設備の高さ算定の緩和や消防法における代用進入口に用いるL形W-E複層ガラスの取扱など運用改善を要望し成果を得た。また、東日本大震災後の資材調達難に対応し、型式・認証書の交付を実現した。

木質系技術WGでは、木質系工業化住宅の構造設計に関する合理化検討を行い、構造設計指針の原案を策定した。鉄鋼系技術WGでは、「建築用薄板溶接接合設計・施工・品質マニュアル」を発行及び同講習会に協力を行なった。

低層コンクリート系技術WG・リブコン量産公営WGでは、中性化予測式による耐久性評定の再取得を目的にPCパネルの耐久性に関する中性化実態調査を行い、促進中性化試験・通気試験を行った。

【公的住宅に関する活動】

会員各社の経験・実績を生かし、環境配慮や住み継がれるまちづくりを目指す自治体等の住宅地作りに協力。エリアマネジメント研究会として、シンポジウムを開催し、日本型H.O.A推進協議会の講習会に協力した。

【労務安全に関する活動】

「労働災害調査報告書」を作成。12月に福岡地区にて現場安全パトロールを実施した。

[リフォームに関する活動]

「供給業務管理規準(リフォーム編)」における遵守レベル設定の検討を実施。また、応急住宅建設本部撤収後の対応窓口を明確にし、居住環境改善工事などの追加工事その他への対応を円滑に行なう。

の2010年度実績及び10年間の総括報告を行った。その結果、戸建住宅の生産・居住段階における戸当たりCO₂排出量は、90年比16・6%削減となり、目標値の15%を上回った。

新たに、2020年度を目標年度とする環境行動計画「エコアクション2020環境行動宣言」を策定した。まちなみWGでは、「良好な住環境の設計ガイドライン」をベースに、新たに「市街地型住宅に係わるまちなみデザインガイドライン」の策定に着手。建設副産物への対応としては、平成23年の関連法改正の内容を反映して「廃棄物適正処理の手引き」を改訂し、会員会社の情報共有を行なった。

桜上水駅前住宅展示場の運営を行い、集客活動の活性化などに取組んだ。

平成24年度事業計画

【低層集合住宅に関する活動】

H.P.開示情報の更新を実施。報道関係者対象に、10月には会員企業の工場・施設等の見学会、平成24年3月には、住宅部会の各分科会、委員会の活動説明会及び懇談会を開催した。

【展示場運営に関する活動】

平成24年度事業計画

賃貸住宅に対する融資や高専賃の運営に関する研修会を開催した。

主な活動 規格建築部会

本部会が平成23年度に行つた事業は次のとおり

断熱材追加、窓の二重サッシ等)を行つた。

1. 東日本大震災における応急仮設住宅の建設

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」による被災者向け応急仮設住宅の建設のため、災害対策本部、東日本大震災対策本部を立ち上げ、その下部組織として応急仮設住宅建設本部を設置するとともに、東北三県(岩手県・宮城県・福島県)に現地建設本部を設置した。また、これら現地建設本部の統括組織として、応急仮設建設本部内に管理本部を設置し、応急仮設住宅の迅速なる建設体制を図った。

(1) 応急仮設住宅の建設に関する協定書

各都道府県と締結している「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき、岩手県・宮城県・福島県及び栃木県・千葉県・長野県の各県からの要請を受け、国土交通省の統括の下、平成23年12月末までに、岩手県で7,702戸、宮城県で14,364戸、福島県で6,343戸を、3県合計で2万8,409戸を建設した。また、栃木県、千葉県及び長野県で、合計305戸を建設した。

また、寒さ対策の追加工事(外壁の

(2) 管理センターの設置

応急仮設住宅の維持管理・解体業務の遂行のための管理センターを仙台市に設置した。

2. 規格広報に関する事業

平成24年2月24日、本協会にて、災害時の応急仮設住宅の建設を想定し、本部会会員14社参加の下、図上訓練を実施した。

3. 災害対策に関する事業

(1) 応急仮設住宅等の供給体制整備

「応急仮設住宅建設関連資料集」(23年度版)を刊行し、会員及び「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき全都道府県に交付した。

(2) 応急仮設住宅の建設

平成23年9月に発生した台風12号災害による被災者のための応急仮設住宅を、奈良県及び和歌山県に合計101戸を建設した。

(3) 応急仮設住宅の維持管理・解体

平成21年台風9号(8月9日)水害による被災者のため建設した応急仮設住宅(兵庫県佐用町)にあつては、その解体復旧工事を平成23年11月末までに終了した。

4. 技術開発に関する事業

規格建築(軽量鉄骨)における建築基準法の確認申請時に審査・適判機関

からのプレハブ建築における構造上の

修等への参加

東京都(新宿区)、愛知県(一宮市)、静岡県(静岡市)、千葉県(千葉市)

の各訓練・研修に参加し、応急仮設住宅の建設に関する講演と、同仮設住宅建設候補地の選定や住棟配置図の作成

等への助言・指導を行つた。

平成24年度事業計画

(1) 応急仮設住宅の維持管理・解体

「(2) 東日本大震災応急仮設住宅建設記録集」の発行

(3) 応急仮設住宅標準仕様等の見直し及び建設・管理マニュアルの改訂

「(4) 平成24年度応急仮設住宅建設関連資料集」の発行

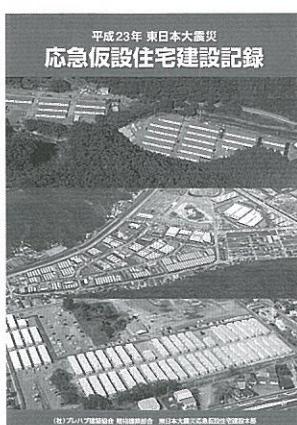
(5) 2階建て応急仮設住宅の検討

「(6) リユース鉄骨部材の運用管理指針」に基づく講習会の実施(第二回)

(7) 規格建築(軽量鉄骨)における建築基準法上の確認申請に係る課題検討

(8) 環境行動計画の推進

(9) 図上訓練の実施、自治体の防災訓練・図上訓練等への参加



主な活動 教育委員会

プレハブ住宅コーディネーター

資格認定事業

新規講習会

平成23年度は、新規講習会(2回)

を13会場で開催し、新規登録者は、

332名であった。累積登録者総数は、2万9408名となつた。

資格更新

(1) 資格登録5年目の対象者に対し、

更新講習会を8会場で開催し、受

講者621名を更新登録した。

(2) 更新(2回目)は対象者563

名の内、363名が更新した。

(3) 更新(3回目)は対象者808名

の内、524名が更新した。

(4) 更新(4回目)は対象者682名

の内、391名が更新した。

5年毎の更新手続きを経た有効登録者数は、1万2948名である。

お客様アンケート調査

平成22年度に教育委員企業10社の戸建住宅に入居した1000名を対象に「信頼される住まいづくり」アンケート調査を実施した。

調査の結果、営業担当者に対する総合評価は5段階中「満足」が82%

2012年度に向けて

で、またコーディネーター資格認定制度については51%の方が「主旨を理解し賛成」という意見であった。

住宅産業CS大会

住宅産業CS大会は、10月13日

(木)に国立オリンピック青少年総合センターにおいて開催した。会員企業における4件の事例発表、特別講演は元ザ・リッツ・カールトン・

ホテル・カンパニー・日本支社長であり、現在「人とホスピタリティ研究所」所長の高野 登様にお願いし

た。230名の参加者があり、盛況裡に終了した。

プレハブ建築品質向上講習会

プレハブ建築品質向上講習会(第

11回)を、東京及び福岡で開催した。合計311名の申込みで、297名が修了した。

特定プレハブ住宅品質委員会の活動

①(財)住宅保証機構(以下「機構」と略す。)のリフォーム保険団体等割引が適用される「住宅リフォーム団体

保険制度」の創設に向け、取扱規程類、帳票類を準備した。さらに平成23年10月14日に同制度の設立を決定し、平成24年1月25日に機構よりリフォーム団体等A資格の認定を受けた。

②「特定プレハブ住宅検査員監査規則」(機構版)において、団体検査員に対する監査実施計画を3年に1回以上とする規定を定め、同規則を改定した。

③「認定団体参加規則」(ハウスプラス版)において、参加登録取消しの基準を定め、その審査を瑕疵担保保険推進委員会が行うものとする規定を追加した。

瑕疵担保責任保険の取次実績

「瑕疵担保保険事業」のホームページに『TOPICS』や『保険マガジン』として定期的に掲載した。

平成23年4月より平成24年3月までの団体保険取次戸数実績は、戸建住宅1098戸、小規模共同住宅等42戸及び共同住宅345戸の計1485戸を登録。

主な活動 瑕疵担保保険推進委員会

瑕疵担保保険実施委員会の活動

①(財)住宅保証機構(以下「機構」と略す。)のリフォーム保険団体等割引が適用される「住宅リフォーム団体

保険制度」の創設に向け、取扱規程類、帳票類を準備した。さらに平成23年10月14日に同制度の設立を決定し、平成24年1月25日に機構よりリフォーム団体等A資格の認定を受けた。

特定団体検査員の養成

「特定プレハブ住宅検査員規則」に基づき、2回の新規登録講習会により30名の団体検査員を新規登録し、また6回の登録更新講習会により99名の団体検査員を登録更新した。

した。

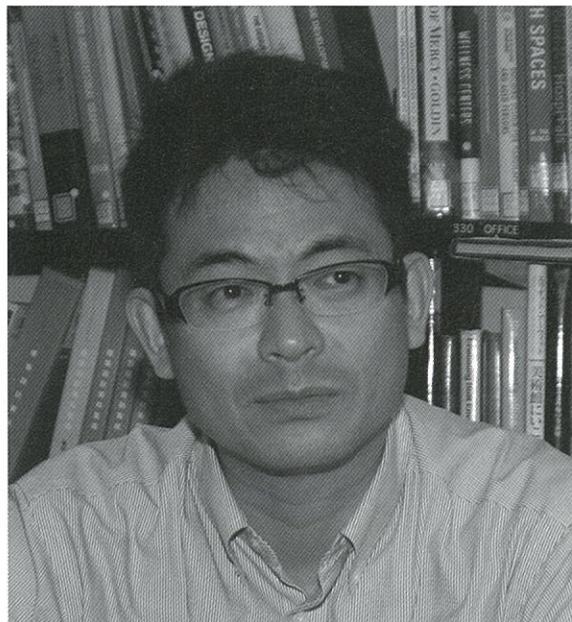
②「団体検査員監査チェックシート」の記載方法に関する是正処置を実施した。

広報活動

「瑕疵担保保険に関する情報等を、「瑕疵担保保険事業」のホームページに『TOPICS』や『保険マガジン』として定期的に掲載した。

大月 敏雄 氏 東京大学大学院工学系研究科 准教授

超高齢社会に“まぜる”まちづくりを コンパクトななかに施設や商店などの 居場所を用意する



大月 敏雄 氏

東京大学大学院工学系研究科 准教授

略歴

1967年福岡県生まれ、91年東京大学工学部建築学科卒業、93年東京大学大学院工学系研究科修士課程修了。96年東京大学大学院工学系研究科博士課程単位所得退学、97年横浜国立大学工学部建設学科助手、博士（工学）取得。東京理科大学工学部建築学科専任講師、助教授、准教授を経て、08年に東京大学大学院工学系研究科建築学専攻准教授。専門分野は建築計画、住宅計画、住宅地計画、ハウジング

東京大学の高齢社会総合研究機構が東日本大震災被災地の復興について「ケアタウン構想」を提案、「復興公営住宅モデル提案」など具体的な提言を行っている。ケアタウン構想とはどのようなものか、また、そのコンセプトが、今後の住まいづくりやまちづくりにどのように活かせるのか、同機構のメンバーでもある大月准教授に聞いた（聞き手・空 裕毅・プレハブ建築協会広報部長）

空 高齢社会総合研究機構とはどのような組織なのですか。

大月 2030年頃になると、団塊の世代を含めた人口の塊が後期高齢者となり、高齢者が最も高くなる時期になります。そこをどう乗り切るか、さらには、その後に訪れる社会をどう構築するかが重要なテーマです。

これまで高齢者問題は、高齢福祉という専門福祉の領域、高齢者医療という特殊な領域と捉えられてきた側面があり

空 IOGでは東日本大震災の復興について「ケアタウン構想」を提案しています。

大月 IOGがなぜ被災地に関わっているかというと、被災地は高齢者が4割ぐらいを占めるところも多く、ある意味で、未来を先取りした社会だともいえます。これからそ

ました。しかし、これからはそうはいきません。今、日本の高齢化率は23%を超え超高齢社会に突入していますが、さらに3人に1人が高齢者となつたら、一部の特化した高齢医療や高齢福祉という問題ではなく社会全体の問題です。

東京大学には医学、経済学、法学、社会学、教育学、工学、農学など、さまざまな分野の人材がいます。高齢社会の問題を幅広く、一緒に考えていく場をつくろうと設立したのが「高齢社会総合研究機構」(IOG)です。どういう環境のなかで歳をとり、死んでいくのかをマイナーな話ではなく、メジャーな話としてきちんと議論するべきだということが出発点です。

の社会でつくるまちは、我々の未来予測図であり、未来のモデルなのです。それをお手伝いしていきたい。

「ケアタウン構想」とは、一言でいえば高齢者が孤立することなく、安心してコミュニティのなかで暮らし続けることができるようしようとした考え方です。

基本理念として「エイジング・イン・プレイス」という概念を置き、死に近い直前まで住み慣れた環境で過ごすこと、そこからスタートします。今、財政的な問題もあります。国は在宅を重視しています。その一方で、生活者もぎりぎりまで見知った環境のなかで暮らしたいと思っている人が多い。ですから「エイジング・イン・プレイス」というコンセプトは妥当ではないかということです。

それでは「エイジング・イン・プレイス」を成り立たせるまちや住まいはどうあるべ

きかと考えると、現在の形ではなかなか難しい。

住まい側の問題点としては、住宅の一一番奥に高齢者の部屋があるケースが多く、ヘルパーなどのサービスがアクセスしづらい。間取りも高齢者の部屋とお風呂・トイレが遠いとサポートするのも大変です。

また、まちづくりの観点からは、狭い路地を通らなければ家に入れないとか駐車場がないなど、地域全体である種の介護インフラが上手く働くような工夫が必要になります。

まず、住宅についてですが、復興住宅についての提案でも、介護を受ける可能性がある部屋は玄関の近くに配置することを盛り込んでいます。水回りは、壁を一枚はずしたら直接アクセスできるような間取りと設備の在り方を提案しています。また、介護の部屋はできれば孤立しないようビルームの隣にあつた方がよい、などを提案しています。

空 超高齢社会を踏まえた住まいづくりが大切になるということですね。

これまでの住宅は、1階は広いLDKで、2階に個室を並べることが基本です。私は、せめて2階の個室のうちの一つを1階に戻し、そこを外部との接点にしてサービスを受けやすくすることが大事だと考えていました。

こうした家が増えたら、高齢者の社会との接点が増え、楽しいまちができるのではないか」と一実はそれが幸せの一場面なのではないでしょうか。

空 超高齢社会を踏まえた住まいづくりが大切になるということですね。

実は、まちづくりについての議論もしています。東日本対震災で、津波被害を被つた地域の方々は移転しなければなりません。「プレイス」の何が大事かというと、何丁目何番地という特定の空間自体ではなく、そこに見知った人がいるなど人間関係があるからこそ大事なので

す。そういう観点から、『エイジング・イン・プレイス』ということを大事にして復興プログラムを考えいくべきではないかということです。

こうしたプランニング上の要件について、皆が共通認識を持つことが必要ではないでしょうか。誰もが将来、歳老いてサービスを受ける立場になります。とすれば、今から考えておいた方がよい。これらは一種のインフラだと想います。介護や看護をする側にとって、高齢者が玄関を入ってすぐの部屋にいる、場合によつては庭から直接入れるということは重要なことです。

これまでの住宅は、1階は広いLDKで、2階に個室を並べることが基本です。私は、せめて2階の個室のうちの一つを1階に戻し、そこを外部との接点にしてサービスを受けることを盛り込んでいます。水回りは、壁を一枚はずしたら直接アクセスできるような間取りと設備の在り方を提案しています。また、介護の部屋はできれば孤立しないようビルームの隣にあつた方がよい、などを提案しています。

の「居場所」があることが非常に重要です。

私は、高齢者の居場所の第一番目は家であるべきで、自分の部屋を第一の居場所として老後を過ごせることが望ましい。

そこで我々は、一坪でもよいから庭を設けて縁側をつくこと提案しています。縁側で腰掛けていれば、まちを通る人と声を掛け合うことができます。知っている人が通れば「ちょっとお茶でもしていいのかな」と一実はそれが幸せの一場面なのではないでしょうか。

こうした家が増えたら、高齢者の社会との接点が増え、楽しいまちができるのではないか」という考え方には限界があるという議論もしていま

大きな問題点は、住宅ばかりが立ち並ぶ団地がつくられたことがあります。

「居場所」づくりが非常に重要で、さらにそれは一つだけではダメです。まちを見回して、小さな公園や小さな集会所が複数あること。あるいはお店などがあり、気の利いた喫茶店があること。そういう施設を誘導し、デイケアセ

ンターなど出歩けない人を見守る場所をつくることです。

実は、まちづくりには限界はあるという考え方には限界があります。東日本対震災で、津波被害を被つた地域の方々は移転しなければなりません。「プレイス」という考え方には限界があるという議論もしていま

す。被害を被つた地域の方々は移転しなければなりません。「プレイス」の何が大事かというと、何丁目何番地という特定の空間自体ではなく、そこに見知った人がいるなど人間関係があるからこそ大事なので

す。そういう観点から、『エイジング・イン・プレイス』という

いうよりは、むしろ「エイジング・イン・コミュニティ」

大月 まず、どこかに高齢者

空 「居場所」という観点からまちづくりをみると、どうなるのでしょうか。

大月 高齢者は家人に気を使っています。しかし、実はまちのなかに「居場所」はそれほど多く用意されていません。これまでのまちづくりの

「エイジング・イン・コミュニティ」が実現できれば、ケアは自ずとついてくる



まちが良くなつたね——そう言われる まちづくりを

空 まちを小さくつくり、そ
れで、高齢者たちが安心して暮ら
せるまちづくりを実現する。それが
「アタウン構想」です。

しかし、世の中の3人に1人が高齢者になつたら、500mも歩けないでしよう。ですから、病院や薬局、訪問介護拠点などが半径250~300mぐらいのなかにつくり、その地域にクリーニング屋さんや床屋さんがいれば高齢者は自分で行くことができます。

私は、「エイジング・イン・コミュニティ」が実現できれば、ケアの機能は自ずとついてくるのではないかと考えています。つまり、住宅の間取りがそなり、まちのなかに適材適所で訪問看護拠点や訪問介護拠点などを用意され、高齢者の居場所があちこちにある——そうしたまちこそ「アタウン」と呼べるのではないか。IOGが提案している「ケ

アタウン構想」とは、そういうことです。

それを実証しているのが東京の郊外の団地です。1970年代から80年代の初めにできた団地に行くと、どこも高齢者ばかりになつています。こうした現象をみると、2030年にどうなるかは容易に予見できます。

これまでニュータウンをつくる時、徒歩商圈を400~500mといつてきました。合理化、総合化を進め、車の移動を前提としたまちづくりです。

高齢者の居場所があちこちにある——そうしたまちこそ「ケ

アタウン」と呼べるのではないか。2030年を迎えた時、ちゃんとエイジング・イン・プレイスなり、エイジング・イン・コ

ここにさまざまな施設をどう取り入れていくかなどについてお聞きします。

大月 そうです。つまり「まるで寝に帰るまち」であります。元気なうちは良いのですが、病院が必要だ、訪問介護が必要だといった時に困っているわけです。

しかし、古くからあるまち

をよくみると、住宅だけで成り立つているまちなどあるわけがありません。肉屋があり、魚屋があつて、酒屋がありました。まち 자체が大きな冷蔵庫の役割を果たしていくました。

今、一番必要とされているのは、何かあつたら家にきて手伝ってくれるような、ちょっと気の利いた電気屋さんなどのお店です。インターネットが接続できなくても、最初

のセットアップまではしてくれます。

インターネットで注文すれば宅配便で物だけが届きます。確かに便利ですが、高齢者はプラスアルファを常に求めています。出入りの人には、ちょっと悪いけど台風で倒れた物干しを直してくれない、と頼む。現状では、そうしたちょっとしたお手伝いをわざわざ介護保険を使ってヘルパーさんに頼んでいるのです。

空 最後に、プレハブ住宅に對して、「要望」「提言などがあればお願ひいたします。

大月 一言で言うならば、その家の家が変わることでまちも変わつたね、まちが良くなつたよねと言われるような、そんな家をつくりていただきたいと思つています。

空 どうもありがとうございました。

PC部材品質認定事業委員会

PC部材品質認定制度の不定期審査にて 7工場をN認定追加

PC建築部会では、良質な品質を備えたPC部材の供給を行う上で、一定の基準による評価を統一的に行う必要があるとの認識から、自主的な「PC部材品質認定制度」を平成元年より発足させ、PC部材の性能・品質を維持するとともにPC工法の普及を図っています。

この度、PC部材の「PC部材品質認定制度」に基づき、PC部材の設計基準強度60N/mm²以下を対象とするN認定の不定期審査ならびに60N/mm²超120N/mm²以下を対象とするH認定の審査を行い、新たにN認定6社7工場、H認定3社4工場が審査基準に適合したので認定書を交付しました。

なお、6月1日現在でN認定39社48工場、国外N認定4社4工場、H認定16社19工場となっています。

認定取得工場（国内N認定・国内H認定）

2012年6月1日現在

支部	会社名・工場名	〒	所在地	認定区分
北海道	黒沢建設(株) JPC苫小牧製造所	053-0002	北海道苫小牧市晴海町43-3	N
	(株)三咲プレコンシステム 千歳工場	066-0077	北海道千歳市上長都382	N
	ホッコン建材(株) 石狩工場	061-3244	北海道石狩市新港南1-33-2	N
関東	(株)旭ダンケ 板倉工場	374-0132	群馬県邑楽郡板倉町板倉2970	N
	安藤建設(株) 相模原プレハブ工場	229-1125	神奈川県相模原市中央区田名塩田1-12-1	N·H
	SMCコンクリート(株) 関東工場	329-0432	栃木県下野市仁良川1700	N·H
	(株)エスシー・プレコン 本社工場	270-0122	千葉県流山市大畔440	N·H
	(株)エム・テック 埼玉本庄工場	367-0038	埼玉県本庄市いまい台2-47	N
	大木建設(株) PCテクノセンター美野里	319-0107	茨城県小美玉市小岩戸1855	N·H
	オリエンタル白石(株) 関東工場	321-4367	栃木県真岡市鬼怒ヶ丘5	N·H
	川岸工業(株) 筑波工場	304-0811	茨城県下妻市下栗131	N
	川田建設(株) 那須工場	324-0037	栃木県大田原市上石上1848	N·H
	大成建設(株) 東京支店千葉PC工場	289-0125	千葉県成田市滑川1857-1	N
	大成ユーレック(株) 川越工場	350-1156	埼玉県川越市中福849	N·H
	大成ユーレック(株) 千葉工場	263-0004	千葉県千葉市稻毛区六方町60	N
	タカムラ建設(株) 山梨第一工場	401-0501	山梨県南都留郡山中湖村山中862-1	N
	(株)テクノマテリアル PC事業部千葉工場	289-0124	千葉県成田市西大須賀550	N·H
	戸田建設(株) 成田PC工場	286-0825	千葉県成田市新泉23 野平毛工業団地内	N·H
	トヨタT&S建設(株) 海老名工場	243-0417	神奈川県海老名市本郷3827-1	N·H
	ビー・エス・コンクリート(株) 茨城工場	311-3501	茨城県行方市芹沢字上山920-82	N·H
	(株)富士ビー・エス 東北工場	969-1302	福島県安達郡大玉村玉井字畠田37-1大玉第2工業団地	N·H
	フジミ工研(株) 滑川工場	355-0813	埼玉県比企郡滑川町月輪1576-1	N·H
	前田製管(株) 宇都宮工場	321-0406	栃木県宇都宮市金田町466	N·H
	前田製管(株) 郡山工場	969-1105	福島県本宮市関下字向川原1-1	N·H
	三井フレコン(株) 関東工場	300-2521	茨城県常総市大生郷町6138-8	N·H
	日本ゼニスパイプ(株) 千葉工場	289-1734	千葉県山武郡横芝光町北清水6832	(N)
	(株)ヤマックス 埼玉工場	348-0004	埼玉県羽生市弥勒西村1136-1	(N)
中部	(株)安部日鋼工業 岐阜本巣工場	501-1205	岐阜県本巣市曾井中島1170	N
	木内建設(株) 藤枝工場	426-0022	静岡県藤枝市稻川字大下852	N
	大洋ヨーコン建設(株) 小牧工場	485-0804	愛知県小牧市大字池之内字大曲1272番1	N
	トヨタT&S建設(株) 豊田工場	470-0375	愛知県豊田市竜首町上向伊田65	N
	(株)ナルックス 員弁工場	511-0255	三重県員弁郡員長町辰深1040	N
	ハザマ興業(株) 大井川工場	421-0213	静岡県焼津市飯渕1997	N
	(株)富士ビー・エス 三重工場	515-0352	三重県多気郡明和町八木戸西河原1011	N
	平和建設(株) 芝川工場	419-0315	静岡県富士宮市長貫714-1	N
	(株)ナルックス 四日市工場	510-8001	三重県四日市市天ヶ須賀5-4-13	(N)
	NCプレコン(株) 岡山工場	709-0412	岡山県和気郡和気町藤野1805	N
関西	オリエンタル白石(株) 滋賀工場	552-0243	滋賀県大上郡甲良町大字小川原1080	N
	(株)建研 水口工場	528-0061	滋賀県甲賀市水口町笠が丘1-6	N·H
	(株)西田興産 長浜PC工場	799-3413	愛媛県大洲市長浜町拓海3-22	N
	ビー・エス・コンクリート(株) 兵庫工場	675-2101	兵庫県加西市繁昌町字五郎池沢乙206-7	N·H
	北岡フレコン(株) 美馬工場	771-2104	徳島県美馬市美馬町字明神原59	(N)
	(株)ホクコン 兵庫工場	679-0302	兵庫県西脇市黒田庄村黒田1601-10	(N)
九州	(株)富士ビー・エス 九州小竹工場	820-1101	福岡県鞍手郡小竹町御徳1673	N·H
	(株)マキテック 九州工場	826-0045	福岡県田川市猪国499-7	N
	翠興産(株) 伊万里工場	848-0121	佐賀県伊万里市黒川町塩屋5-33	N
	(株)ヤマウ 川南工場	889-1301	宮崎県児湯郡川南町大字川南2055	(N)
	(株)ヤマックス 小川工場	869-0606	熊本県宇城市小川町河江1212	(N)

○印：新規

認定取得工場（国外N認定）

国	会社名・工場名	所在地	認定区分
中国	上海住総工程材料有限公司	上海市	N
	日中都市開発株式会社	遼寧省大連市	N
	上海市建築構件製品有限公司	上海市	N
	泉州市高時新型建材有限公司	福建省南安市	N

住宅部会労務安全分科会

1000 棟当たりの災害件数 2.48 件

平成 23 年労働災害発生状況報告

住宅部会 労務安全分科会はこのほど、平成23年の住宅部会所属18社（別記）の労働災害発生状況を調査した結果を報告書にまとめた。

同報告では、同会員の完工棟数は対前年比約6%増の78,516棟となり、災害発生件数は19件増加し195件となった。（表1参照）1,000棟当たりの災害件数は2.48件であり、昨年が2.38件で平成17年以前の2.0件台に逆戻りした傾向だったが、本年は昨年より増加している。

災害発生状況の分析では、①作業分類別では「建方工事」と「内部造作工事」で全体の38.8%、②職種分類別では「大工」「トビ足場」「基礎」で同48.2%、③型別・起因別では「墜落落災害」と「切れこすれ災害」で同66.4%と依然として大きなウエイトを占めており、それぞれ今後とも安全対策を重点的に講じる必要があるとしている。（表2,3,4参照）

調査の結果概要等は以下のとおり。

〈住宅部会 調査対象18社〉

旭化成ホームズ(株)、エス・バイ・エル(株)、三洋ホームズ(株)、積水化学工業(株)、積水ハウス(株)、(株)セレコーポレーション、大成建設ハウジング(株)、大洋ヨーコン建設(株)、大和ハウス工業(株)、トヨタホーム(株)、トヨタT&S建設(株)、パナホーム(株)、ミサワホーム(株)、レスコハウス(株)、国土建設(株)、百年住宅(株)、(株)レオパレス21、日本ハウス(株)

表1 完工棟数、災害発生件数

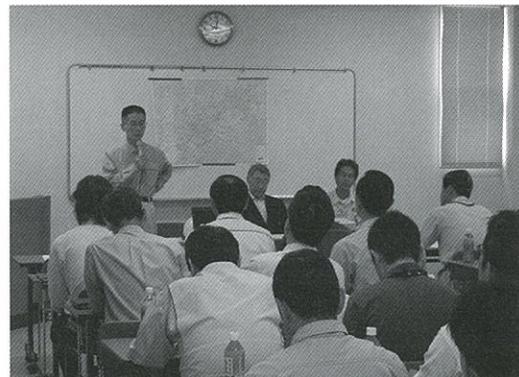
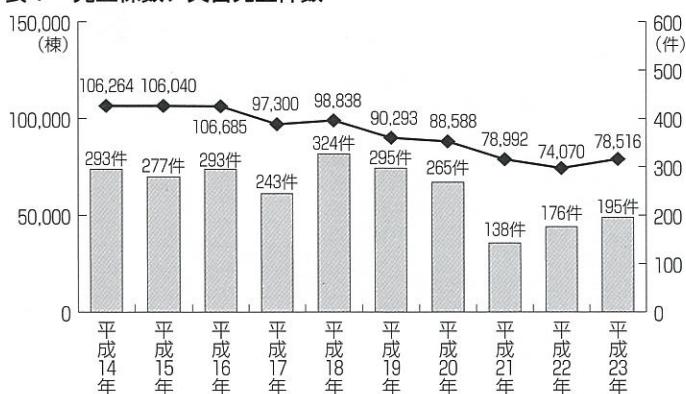


表2 作業分類別災害発生状況

	平成21年	平成22年	平成23年
建 方	26.3%	22.2%	23.8%
内 部 造 作	19.7%	18.8%	15.0%
外 装	8.8%	10.2%	9.8%
設 備	8.8%	7.4%	9.3%

※平成23年の上位4項目

作業分類別発生状況では第1位が「建方工事」で23.8%、第2位が「内部造作」で15.0%であり、この二つの作業で全体の38.8%を占めている。この傾向はここ数年変わらず、約4割を占める状況が続いている。

本年の特筆すべき事は、「解体工事」「内部造作」が前年より減少。逆に増加した中では、「屋根」「設備」「外部造作」といった作業の増加率が高くなっている。

各々の作業に応じた安全対策を、今後も重点的に推進する必要がある。

表3 職種別災害発生状況

	平成21年	平成22年	平成23年
大工	32.6%	32.4%	30.8%
トビ・足場	9.4%	9.1%	9.7%
基礎	5.8%	6.3%	7.7%
給排水	4.3%	4.5%	4.6%

※平成23年の上位4項目

職種別災害発生状況では、第1位が「大工」で30.8%、第2位が「トビ足場」で9.7%、第3位が「基礎」で7.7%であり、この三つの作業で全体の48.2%を占めている。

本年の特筆すべき事は、「解体」が7.6ポイントの減少したが、逆に「塗装」「基礎」「電気」がそれぞれ増加している。

従来より発生率の高い「大工」は、作業時間が長いこともあり、気の緩みや慣れ等のヒューマンエラー防止の対策が重要である。

表4 型別・起因別災害発生状況

	平成21年	平成22年	平成23年
墜転落	52.2%	45.4%	50.3%
切れ・こすれ	15.2%	19.0%	16.1%
転倒	8.7%	10.3%	10.9%
飛来落下	10.9%	6.9%	8.3%

※平成23年の上位4項目

型別・起因別災害発生状況ではここ数年、二大災害とされる「墜転落災害」と「切れこすれ災害」が第1位、2位で全体の66.4%であり、依然として7割弱を占めている。

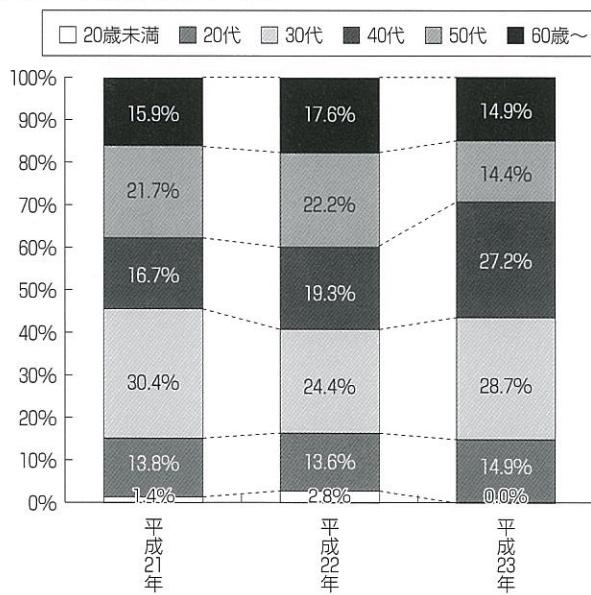
「墜転落災害」は前年より4.9ポイント増加しており、起因箇所を見ると脚立、足場、屋根、開口部の4箇所で61%を占めている。

また、「切れ、こすれ災害」の起因物は、丸ノコ、カッター、釘打機によるものが65%を占めている。

特に「墜転落災害」は重篤災害になる可能性が非常に高く、高所作業における作業床、2段手摺り、安全ネット等の設置や安全帯使用の徹底がこれまで以上に重要である。

その他近年増加傾向にあるのは「熱中症」であり、平成23年には死亡災害も発生している。特に夏場作業者の体調管理と暑熱環境の改善が必要である。

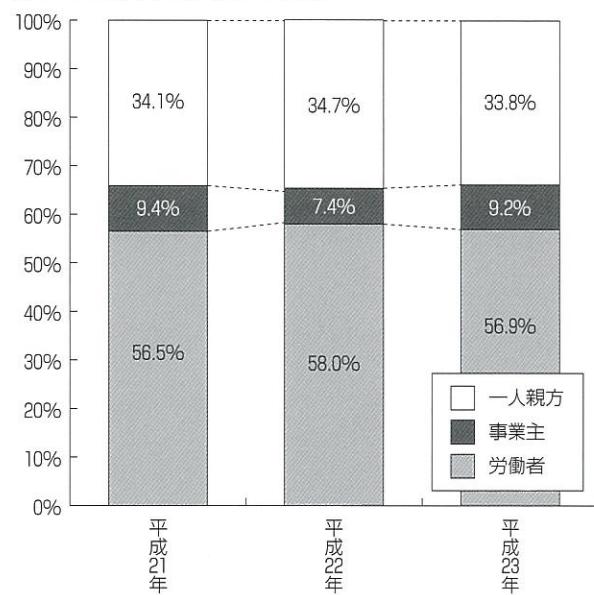
表6 年齢別災害発生状況



年齢別災害発生状況では第1位が30才代、第2位が40才台となっている。第1位の30才代では、全体に占める割合が前年より4.3ポイント増加し28.7%となっている。また、第2位の40才代では27.2%となり、前年より7.9%増加している。

若年労働者はもとより、現場慣れしている熟年労働者への安全意識の一層の啓発が必要である。併せて、現場では作業者の経験年数、年齢、技能等に配慮した作業方法の決定、適正配置等が重要管理項目であり、60歳以上の高齢者への配慮と対策についても必要である。

表5 雇用形態別災害発生状況



雇用形態別で見ると住宅業界の特徴でもある一人親方の災害が33.8%、事業主が9.2%で合せて43.0%を占めている。一人親方及び事業主の災害が近年ほぼ横ばいで推移しており、全被災者の約4割という現実は軽視できない。

一人親方及び事業主の災害防止活動を強化にあたっては、元方事業者として責任ある安全衛生管理が重要である。また同時に、きめ細かな思いやりのある指導と支援が必要である。

JPA

2012年7月号 vol.41-244 平成24年7月31日発行
発行所 社団法人プレハブ建築協会
〒101-0052 東京都千代田区小川町2-3-13 M&Cビル5階 TEL03-5280-3121(代表)
ホームページ <http://www.purekyo.or.jp> E-mail:info@purekyo.or.jp

編集発行人 菊田 利春
編集委員 主査 中 村 孝・広報委員会(ミサワホーム株)
岩 本 敦 孝・住宅部会(旭化成ホームズ株)
菊 池 潤・規格建築部会(コマツハウス株)
青 谷 茂 樹・PC建築部会(株)鴻池組
山 下 和 彦・教育委員会(旭化成ホームズ株)
空 裕 肇・プレハブ建築協会(事務局)
中 島 國 光・プレハブ建築協会(事務局)

編集協力 株式会社創樹社

北海道支部 〒060-0807
札幌市北区北7条西1丁目1番地2 SE山京ビル5階
TEL.011-747-2500 FAX.011-707-7772

中部支部 〒460-0008
名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル5階
TEL.052-251-2488(代) FAX.052-261-4861

関西支部 〒540-0032
大阪市中央区天満橋京町2-13 ワキタ天満橋ビル6階
TEL.06-6943-5016(代) FAX.06-6943-5904

九州支部 〒810-0002
福岡市中央区西中洲12-25 岩崎ビル5階
TEL.092-716-3930 FAX.092-716-3931